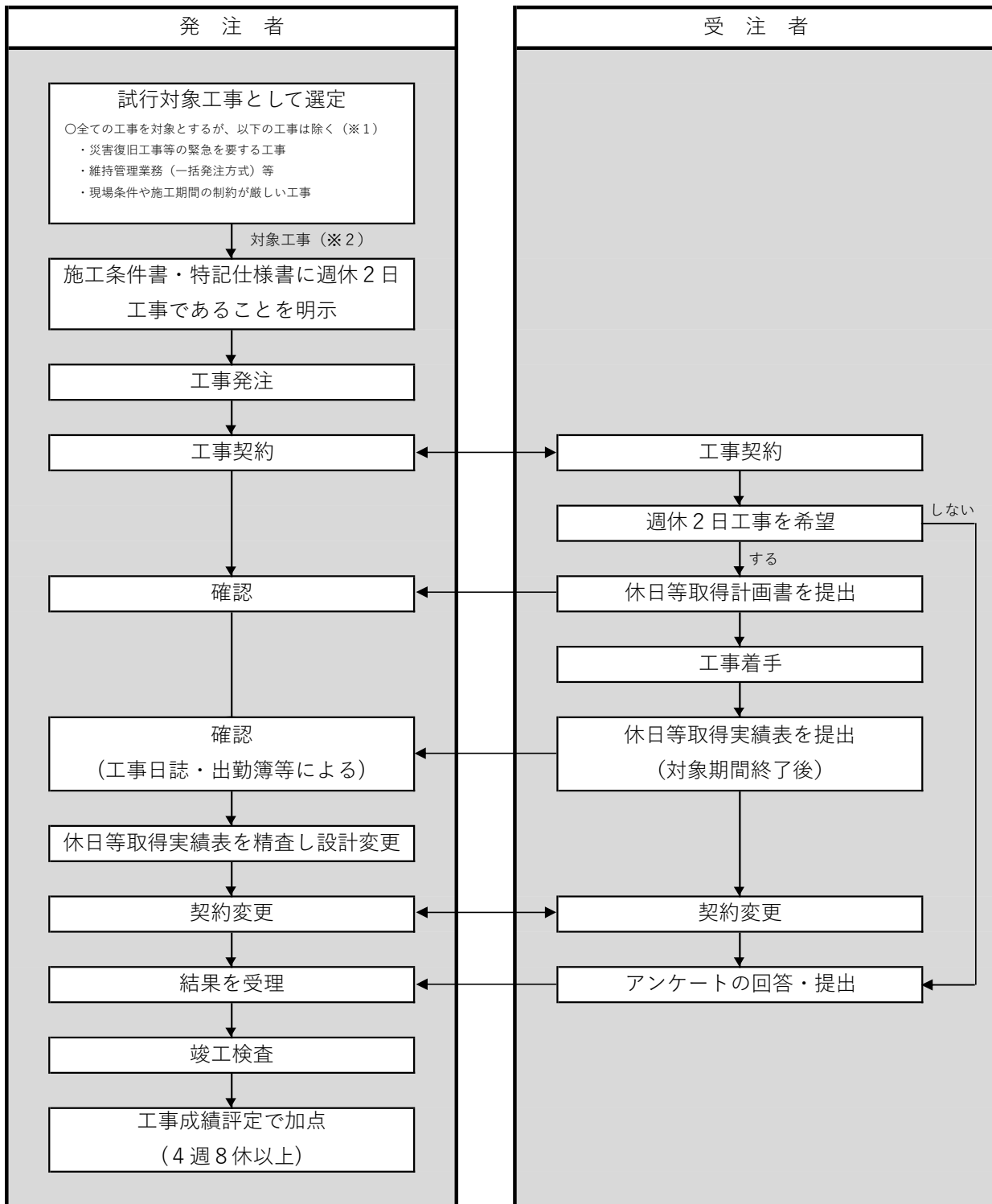


週休2日工事の実施フロー（港湾・漁港漁場工事・空港土木工事編）



- ※1 全ての工事とは、島根県土木部港湾空港課・農林水産部漁港漁場整備課が所管する工事。
 なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）及び空港土木工事以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事試行要領」を適用するものとする。
- ※2 契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により「週休2日工事」の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。